国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ

産前産後期間の国民年金 保険料が免除されます!

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金 第1号被保険者^{**}が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除 される制度です。早めの届出をお勧めします。 現在、保険料免除制度を利用されて いる方も手続きしてください!



※ 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人



届出しないと免除になりません

■出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。(裏面参照)

- ■平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。 郵送でも手続きできます。

保険料納付が免除される期間

■出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

- 多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。
 - * 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

■ 免除対象期間 [色の付いた部分が免除期間]							
	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定日**			
多胎の方				出産予定日**			

※届出が出産後の場合「出産日」



